第十一条の三第一項第三号イ中「又は住所の」を「、住所又は個人番号の」に、「又は住所及び変更後の氏名又は住所」を「、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号」に改め、同号ニ中「ハの」を「ニの」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該権利者又は承継特例適用者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には、遅滞なく、その旨並びにその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号を当該金融商品取引業者等の当該振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託若しくは管理等信託に係る営業所等に届け出ること。

第十一条の三第二項第一号及び第十一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第十二項第一号及び第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第四号中「及び本店の所在地」を「、本店の所在地及び法人番号」に改める。

第十一条の四第九項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「同項第一号において同じ。）」を「以下この号及び同項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。同号において同じ。）」に改め、同条第十項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び本店の所在地」を「、本店の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び本店の所在地）」に改める。

第十三条の三第十項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「の所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）」を加え、同条第十三項第四号中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改める。

第十四条第四項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第十八条の十一第四項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「この条において同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。以下この条において同じ。）」を加え、同項第四号中「第十八条の十二の二第一項第四号」を「第十八条の十二の二第一項第五号」に改め、同条第十一項第一号及び第二十九項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第三十項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「所在地」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加える。

第十八条の十二第二項中「場所」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項第一号中「掲げる」の下に「いずれかの」を加え、同号イからハまでを次のように改める。

イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード及び住所等確認書類

ハ　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。次項第一号において同じ。）で、当該個人の個人番号の記載のあるもの（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号ロにおいて同じ。）及び住所等確認書類で次項第一号に掲げるもの以外のもの

第十八条の十二第二項第一号ニからトまでを削り、同項第二号中「次に掲げる」の下に「いずれかの」を加え、同号イを次のように改める。

イ　住所等確認書類（次項第一号に掲げるものを除く。）第十八条の十二第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（当該個人の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。）をいう。

一　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。）

二　印鑑証明書

三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

四　国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

五　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なものに限る。）又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）

六　旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）で金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

七　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

第十八条の十二の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「までにおいて同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第十八条の十三の四及び第十八条の十三の五において同じ。）」を加え、同項第三号中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には、その者のその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号

第十八条の十三の四第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第十八条の十三の五第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「電話番号」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加える。

第十八条の十四の二第六項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加え、同項第四号中「第十八号」を「第二十号」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「まで及び第十八条の十五の九において同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第八項第一号、第十七項第一号、第十八項第一号及び第二十項第一号において同じ。）」を加え、同項第二号中「金融商品取引業者等をいう。以下この条、次条」を「金融商品取引業者等をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで」に改め、同条第八項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第十項中「第十八条の十二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第十四項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改め、同条第十七項第